

人事・社員教育ご担当者様

職業訓練法人山形工科アカデミー理事長
山形工科短期大学校 校長

山形工科短期大学校「専門課程」による貴社社員教育について(ご案内)

平素は本法人運営について、種々ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

「職業訓練法人山形工科アカデミー」は、山形県の認定を得て、1997年から建築技術者・技能者を育成する職業能力開発短期大学校「山形工科短期大学校」を運営しております。

本学「専門課程 住居環境科」では、建築事業所の社員、または高校新卒者で企業とのマッチングを経て新規に入社した方を「建築研究生」として2年間教育訓練し、卒業後は当該事業所において即戦力で活躍出来る人材となるよう育成しております。建築分野における貴社若手社員の技術・技能面での育成、または高校新卒者獲得に大いにお力添えできると存じますので、是非、この機会に本学での教育訓練のご活用についてご検討頂きたくお願い申し上げます。

- ・ 本学「住居環境科」は、貴社社員(原則高卒以上)を対象に、建築設計(CADを含む)、大工技能、建築施工、木工技術の基礎から応用までを教育訓練。卒業後は、建築大工、建築施工管理、建築設計、木工等の業務にスムーズに就業可。
- ・ 資格は、卒業年に二級建築士受験可能(実務0年。卒業高校の課程不問)。在学中、2・3級建築大工技能士検定受験可能。
- ・ 木造建築や木工品の実際のものづくりを通して、建築全般の知識・技術・技能を修得。
- ・ 研究生の給与、および授業料は企業負担。給与については、「人材開発支援助成金」(厚生労働省所管)を利用した場合(要件あり)、支出の約7割が賄われる。
- ・ 短大校入学希望の高校新卒者と貴社求人がマッチングすれば、新卒採用の機会あり。
- ・ 授業は、原則月～金曜、日中に開校(ただし休校日は貴社で勤務可)。修学期間は2年間、集合訓練。

例年4月入学の研究生を募集しております。貴社社員のご推薦は随時受け付けておりますので、ご連絡下さい。候補者がいらっしやらない場合は、短大校への進学意欲がある志願者(主として高校新卒者)と、マッチングすれば、新卒者採用の好機となりますので、是非ご活用下さい。

なお、研究生の入学に際し、本法人への入会が必要となります。詳細は裏面をご覧ください。

【お問合せ先】

(職) 山形工科アカデミー 山形工科短期大学校 担当：小幡・長岡
993-0021 山形県長井市上伊佐沢 3016 tel. 0238-88-1971 fax. 0238-88-1981
information@yit.ac.jp https://yit.ac.jp

1 山形工科短期大学の概要

- ① **概要**：「職業訓練法人山形工科アカデミー」は、建設企業で構成され、その会員企業の人材を育成するため、「山形工科短期大学校」（以下、短大校）を設置。本法人は、厚労省所管、山形県認定（職業能力開発促進法）。短大校カリキュラムによる人材育成を希望する企業は、「職業訓練法人山形工科アカデミー」の会員となり、自社員を「建築研究生」（以下、研究生）として2年間短大校に派遣。当該企業を「派遣企業」という。長年の教育・訓練の実績により、本法人は2018年に山形県から、2019年には厚生労働大臣から、「認定職業訓練優良団体」として表彰。
- ② **学科**：高度職業訓練 専門課程居住システム系 住居環境科 建築を中心とした住環境の企画・設計・施工・管理などに関する基本的な知識・技術を修得した実践的技術者・技能者を育成。
- ・ 訓練期間2年間。総訓練時間3,060時間。集合訓練（授業は月～金、8:40～17:10）。授業のない日は各社にて勤務可。
 - ・ 設計、施工、大工技能、木工、インテリア等の基礎的知識・技術・技能を全員必修で学ぶ。
 - ・ 手を使う技術を中心に各種実技を修得（手描き製図、JW-CAD、大工技能、木工）。
 - ・ 木造建築・木工品の施工・製作技術（手工具、木工機械の使用）を身につけるものづくり実習を通して、建築全般の知識・技術・技能を深く理解。
 - ・ 卒業年に二級建築士受験可（実務0年。出身高校課程不問）。
 - ・ 2・3級建築大工技能士検定受験可（在学中）。特に技能に優れた者は技能五輪全国大会（建築大工。平成27,28年度1名ずつ実績あり）、山形県若年技能者技能競技大会に出場（職種建築大工。優勝実績あり）。

2 研究生について（令和6年9月現在）

- ① **法人加入の貴社要件（助成要件）**
- ・ 貴社研究生の入学に際し、本法人にご入会頂きます。
 - ・ 企業は、雇用保険適用事業所登録の主たる事業が「建設業等」であり、資本金3億円以下または常時雇用労働者数300人以下（不明な場合は、山形労働局助成金センターに問い合わせ下さい）。
 - ・ 雇用保険料率が、18.5/1000。または、15.5/1000、17.5/1000の場合は建設業許可を有すること。
 - ・ 研究生は、「短時間労働者」でないこと。雇用保険の被保険対象者であること。
- ② **研究生の労働時間・賃金・訓練費**
- ・ 短大校での「修学」＝研究生の「労働」
 - ・ 休校日は企業で勤務可能。
 - ・ 研究生への賃金：月額124,880円（各企業一律。令和6年10月現在）（企業→研究生）
 - ・ 訓練費（授業料）：月額72,000円（令和6年9月現在）（企業→短大校）
- ※ 訓練費 近日改定予定。

表 労働時間・日数等			備考
一日の労働時間	7.5	h/日	雇入通知書に明記
年間所定労働日数	209	日/年	雇入通知書に明記
年間労働時間	1,567.5	h/年	
週労働時間	30.06	h/週	30(h/週)以上必要
助成金対象日数(授業登校日)	204	日/年	建労者認定訓練コース
助成金対象時間	1,530.0	h/年	特定訓練コース

③ 企業への助成：人材開発支援助成金（厚労省所管）（令和6年9月現在）

下記の2コースが対象（直近に「事業主都合による社員解雇」があった場合対象外となるので注意）

- 特定訓練コース：一人時間あたり760円。
- 建設労働者認定訓練コース：一人1日あたり3,800円。

3. 法人入会の手続き

- ① 「助成要件」に合致するか確認下さい。
- ② 入会金：20,000円、年会費5,000円（近日改訂予定）。別紙「加入申込書」により申し込み下さい。